3.　ガス容器の基準
3.1.　（略）
3.2.　ガス容器再試験
3.2.1.　（略）
3.2.2.　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器のガス容器再試験に係る基準は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、ガス容器再試験は、試験機関によって行われたものであること。
3.2.2.1.・3.2.2.2.　（略）
3.2.2.3.　その他、次に掲げる基準に適合するものであること。
3.2.2.3.1.・3.2.2.3.2.　（略）
3.2.2.3.3.　ガス容器は、当該ガス容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車に装着されたことがないものであること。ただし、別紙５の2.のガス容器及びガス容器附属品の安全を確保するために必要な措置を講じた場合にあっては、この限りでない。
3.2.2.3.4.　自動車に装着されていないガス容器は、自動車に装着されたことがないものであること。ただし、別紙５の2.のガス容器及びガス容器附属品の安全を確保するために必要な措置を講じた場合にあっては、この限りでない。
4.　ガス容器附属品の基準
4.1.　（略）
4.2.　ガス容器附属品再試験
4.2.1.　（略）
4.2.2.　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器附属品のガス容器附属品再試験に係る基準は、次の各号に掲げるものとする。ガス容器附属品再試験は、試験機関によって行われたものであること。
4.2.2.1.・4.2.2.2.　（略）
4.2.2.3.　その他、以下の基準に適合するものであること。
4.2.2.3.1.　（略）
4.2.2.3.2.　ガス容器に装着されているガス容器附属品にあっては、当該ガス容器附属品が装着されたガス容器を装着した自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載されたガス容器の記号及び番号と異なるガス容器に装着されたことがないものであること。ただし、別紙５の2.のガス容器及びガス容器附属品の安全を確保するために必要な措置を講じた場合にあっては、この限りでない。
4.2.2.3.3.　ガス容器に装着されていないガス容器附属品にあっては、ガス容器に装着されたことがないものであること。ただし、別紙５の2.のガス容器及びガス容器附属品の安全を確保するために必要な措置を講じた場合にあっては、この限りでない。
5.・6.　（略）
別紙１～別紙４　（略）
別紙５　ガス容器再試験及びガス容器附属品再試験に係る設備要件及び安全を確保するために必要な措置
1.　（略）

3.　ガス容器の基準
3.1.　（略）
3.2.　ガス容器再試験
3.2.1.　（略）
3.2.2.　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器のガス容器再試験に係る基準は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、ガス容器再試験は、試験機関によって行われたものであること。
3.2.2.1.・3.2.2.2.　（略）
3.2.2.3.　その他、次に掲げる基準に適合するものであること。
3.2.2.3.1.・3.2.2.3.2.　（略）
3.2.2.3.3.　ガス容器は、当該ガス容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車に装着されたことがないものであること。
（新設）
4.　ガス容器附属品の基準
4.1.　（略）
4.2.　ガス容器附属品再試験
4.2.1.　（略）
4.2.2.　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器附属品のガス容器附属品再試験に係る基準は、次の各号に掲げるものとする。ガス容器附属品再試験は、試験機関によって行われたものであること。
4.2.2.1.・4.2.2.2.　（略）
4.2.2.3.　その他、以下の基準に適合するものであること。
4.2.2.3.1.　（略）
4.2.2.3.2.　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装着されたガス容器附属品は、当該ガス容器附属品が装着されていたガス容器を装着した自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載されたガス容器の記号及び番号と異なるガス容器に装着されたことがないものであること。ただし、当該ガス容器の自動車からの取り外し、自動車に装着されていない状態における保管及び自動車への装着において、当該ガス容器及びこれに装着されたガス容器附属品の損傷を防止する措置その他当該ガス容器及びガス容器附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合にあっては、この限りでない。
（新設）
5.・6.　（略）
別紙１～別紙４　（略）
別紙５　ガス容器再試験及びガス容器附属品再試験に係る設備要件
1.　（略）